

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

コーポレート・ガバナンスの基本は、社内における上下左右のコミュニケーションが良好な状況にあること、あるいは活性化されていることにあると考えております。すなわち、方針、戦略、計画、指示等が確実にまた的確かつスムーズに伝わること、実績あるいは実施状況が正確に報告されることの両者がある、初めてコーポレート・ガバナンスが有効に機能すると考えます。以上の考えをベースに、当企業グループでは、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識し、その体制整備と充実を図ることにより、経営の健全性と透明性を確保しつつ、環境の変化に即応した迅速かつダイナミックな意思決定を行なっていくことを、基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松村石油株式会社	1,067,000	12.53
コスモ石油ルブリカンツ株式会社	503,000	5.91
日本曹達株式会社	365,000	4.29
MORESCO従業員持株会	329,920	3.87
双日株式会社	327,000	3.84
三菱商事株式会社	327,000	3.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	252,100	2.96
株式会社みずほコーポレート銀行	250,000	2.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	250,000	2.94
日本興亜損害保険株式会社	221,400	2.60

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
---	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
---	--------

決算期	2月
-----	----

業種	石油・石炭製品
----	---------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10名
定款上の取締役の任期 更新	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
米田 徳夫	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
米田 徳夫	○	—	同氏は、姫路市の老舗百貨店である株式会社ヤマトヤシキの代表取締役会長兼社長であります。長年にわたりその経営を担ってこられ、その間における加古川そごうの買収再建等の経営手腕を高く評価させていただいております。また公安委員や商工会議所会頭を歴任しておられ、幅広い視点からの指導、助言を得られると判断したことから、社外取締役として選任させていただいております。当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立役員として指定いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4名
監査役的人数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は監査室、会計監査人との間において、期初にそれぞれの監査計画についての意見交換を行うとともに、期中・期末の監査においても緊密な連携を保ちながら監査成果の達成が図られるよう努めるとともに、内部統制部門を担当する取締役と必要の都度、意見、情報の交換を行い、監査の実効性向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
富野 武	他の会社の出身者									○
小沢 史比古	他の会社の出身者					○				
田村 英信	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
富野 武		——	同氏は、当社の主要材料購入先であるコスモ石油ルブリカンツ(株)の元取締役技術部長であります。同氏は石油業界事情に詳しく、技術的な知見も持たれており、当社経営を客観的な観点から監査していただくにふさわしいと考え、常勤監査役として選任させていただいております。
小沢 史比古		——	同氏は、当社の大株主である日本曹達(株)の参与総務・法務担当であります。同氏は、法務業務での多大な知識経験を持たれており、当社の監査役をしていただくにふさわしいとの考えから、非常勤の監査役として選任させていただいております。
田村 英信		——	同氏は、当社の取引先である松村石油(株)の元専務取締役管理本部長であります。同氏は同社入社から一貫して経理畑を中心とした管理部門を経験してこられております。当社の他の2名の社外監査役はそれぞれ、潤滑油業界の経験者、法務担当の現役であり、経理の長い経験を有する同氏を適任と判断し、同社を退職される機会に非常勤の監査役として選任させていただいております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	1名
---	----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

役員に対する報酬の一部について、前期業績を基準とした報酬基準を定めることにより、役員に対するインセンティブとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
なお、前事業年度における報酬等の額は以下の通りであります。

役員報酬:

取締役	134百万円
(内社外取締役)	3百万円
監査役	18百万円
(内社外監査役)	18百万円
(合計)	151百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認された報酬額の範囲内で具体的金額を決定しております。
取締役報酬は、役位ごとの定額部分と当社グループの業績に基づく業績連動部分で構成し、取締役会で決定しております。
監査役報酬は、監査役会との協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

非常勤の社外取締役・社外監査役に対し、事務連絡窓口業務を当社総務部で実施し、月次定例の取締役会の議事予定等を事前に配布しております。また、社外取締役に対しては、代表取締役が重要な決議事項についての事前説明や意見聴取を実施し、社外監査役に対しては、取締役会の報告・決議事項を経理部長または総務部長等が常勤監査役に対し事前説明を行ったうえで、取締役会に先立って開催される監査役会で常勤監査役が説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査役設置会社であり、取締役9名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役3名)を選任しております。取締役会は毎月1回以上開催し、代表取締役の業務執行を監督すると共に、会社経営に係る重要事項の意思決定を行っております。月次の予算と実績との差異分析については、報告に基づき、計画達成のための指示・指導を行っております。社外取締役(独立役員)からは、中立的な立場から経営の透明性、すなわち経営判断の妥当性や論理性の観点からの助言、指導をいただくこととしております。代表取締役は取締役会の決議に基づく、会社の日常業務の意思決定および業務執行を行います。代表取締役を含む役員による常務会を月1回を原則として随時開催し、代表取締役の専決事項の決定にあたっては常務会で協議を行い、過度な権限集中を回避しながら業務執行の円滑化を図っております。当社は、経営の効率化と意思決定の迅速化を目的に執行役員制度を導入しております。全取締役・執行役員・常勤監査役で経営会議を月1回開催し、企業経営に係る重要事項の報告と討議を行い、企業経営の現状と考えの相互理解を進めております。当該会議の内容は、全役職者に公開すると共に、役職者から一般社員へ伝達することにより情報を共有しております。コンプライアンス・リスク管理委員会はコンプライアンスおよびリスク管理の体制整備、進捗状況のチェックのため、全取締役・執行役員・常勤監査役他で構成し、経営会議開催時に開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は取締役会が経営の意思決定と執行役員による業務執行を監督することにより、適切かつ迅速な経営の意思決定がなされる経営体制をとっております。取締役9名のうち、1名は社外取締役(独立役員)であり、毎月の経営会議に出席し、業務執行全般に対して幅広い視点からの助言、指導を行っております。監査役4名のうち、3名は社外監査役であり、潤滑油業界経験者に加えて法務部門、経理部門に精通した方を選任しており、社外からのチェックの観点からの経営監視機能を果たしております。これらにより、監査役設置会社として十分なコーポレートガバナンスを構築しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会における決算内容の報告等では、書面の読み上げにとどまらず、プレゼンテーションツールを用い分かりやすい報告を目指しております。また株主総会后に、株主懇談会を開催して当社役員と株主とのコミュニケーションをはかり、当社をよりよく理解していただけるよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会を平成22年8月に1回、9月に1回、平成23年2月に2回、社長が出席して開催いたしております(参加者総数525名)。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家および報道関係者向けに決算説明会、中間決算説明会をそれぞれ4月、10月に、社長が出席して開催しております(出席者総数46名)。また、大株主ならびに主な機関投資家には個別訪問により同時期に決算等事業の概況報告を行っております(年間訪問社数:34社)。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上(http://www.moresco.co.jp)に「IR情報」コーナーを設け、決算情報・決算以外の適時開示資料・有価証券報告書・四半期報告書・会社説明会資料・中期経営計画・IRカレンダー等、IRに関する情報を集約して提供させていただいております。また、登録者に対して当社の企業ニュースや決算情報をメールにて発信するサービスもあわせて実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRの担当部署およびIR事務連絡責任者: 広報室(室長 田中真人)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では「モレスコ行動憲章」を制定し、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	工場をはじめ当社の全部署で環境管理の規格であるISO14001を取得し、環境保全活動を推進しております。その内容については、当社ホームページ上で「環境基本理念」、および環境にやさしい製品を開発する等の「環境行動方針」を公表させていただいております。
その他	<p>当社は、経営理念および中期経営ビジョン・中期経営方針・品質方針を背景に、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するための方針や施策を実施しております。</p> <p><経営理念></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 私たちは、「ユーザーのための研究開発」をモットーに、境界領域におけるニーズに応えることによって、いつの時代にも社会に貢献できる企業を目指しています。 2. 私たちは境界領域のスペシャリストとして新しい分野へも展開をはかり、新たな機能とサービスを提供していきます。 3. 私たちは、人間性を尊重する環境づくりと、自由な発想によって、新しい価値を創造することに喜びをわかち合える企業を目指しています。 <p><中期経営ビジョン></p> <p>「小さくとも世界にきらりと光を放つMORESCOグループ」 —水と油と高分子のスペシャリストとして社会に貢献する—</p> <p><中期経営方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時代の潮流を見据え、事業展開をスピードアップする。 ・成長分野において世界に通用するオンリーワン製品を開発する。 ・得意領域での強みを生かしグローバルに事業展開する。 ・生産プロセスの継続的な革新によりコスト競争力を強化する。 ・グループ内外企業と連携し、ビジネスチャンスを広げる。 ・多様な人材が織り成す活力ある組織を目指す。 ・コンプライアンス・リスク管理を充実し、ステークホルダーの信頼を高める。 <p><品質方針></p> <p>お客さまに届けよう“クオリティカンパニーMORESCOの心”を!</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの意志(ものづくりにかける志)を持ちそれを形にしよう ・みんなの真心(思いやりの心)を製品に込めよう <p><ステークホルダーとの円滑な関係を構築するための方針や施策></p> <p>1) お客さま 当社は経営理念に表される通り、お客さまのニーズに応えることによって社会に貢献できる企業を目指しており、品質方針においても、お客さまへの全社あがりの姿勢を掲げております。具体的には、日常の営業活動でのお客さまとのコミュニケーションばかりではなく、研究開発部門</p>

も積極的にお客さまの直接的な声をお聞きする機会を設け、製品開発に繋げております。また、お客さまとのコミュニケーションの状況は、コンピュータ上のデータベースに登録し、当社内で情報を共有化しております。さらに、当社ホームページ上でも、お客さまを中心とした登録会員制による「MORESCO—NET」をカスタマーセンターで運営し、お客さまのご要望やご質問にお答えしたり、メールマガジンによる情報提供を行っております。

2) 株主

株主に対しては、前述の株主総会やIR活動を通してコミュニケーションを図るとともに、広報室を窓口としてご要望やご質問にお答えしております。

3) 社員

社員に対しては、中期経営計画の中で「TOSS & Attack」(Thinking Open-Communication Speed Stretch & Attack)を掲げ、社員の行動指針としております。また、社員の評価だけでなく人材育成につながる人事制度を制定し運用しており、上司と部下との面接により計画設定と実績評価を実施してお互いの意思疎通を図っております。

会社の状況については、業務執行上の重要会議の議事録や月次業績状況を全役職者に公開すると共に、役職者から一般社員へ伝達することにより情報を共有しております。

4) 原材料等購入先

購入先に対しては、当社の購買方針を策定しホームページ上で公開しております。この購買方針に沿って購入先との日常の購買活動を行っており、購入先との間で購入品についての購買仕様書を締結することにより購入品の品質等の確保を図っております。

5) 地域社会

環境管理システムの運用による環境行動方針の実現を目指して、全部署で環境保全活動を行っております。

また、本社・研究センター、赤穂工場および千葉工場では、周辺道路等での美化・清掃活動を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制システムの整備に関する基本方針を下記の通り定め、当該方針に添って体制を整備しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - 1) コンプライアンス体制の根幹として「モレスコ行動憲章」を定め、法令遵守があらゆる企業活動の基本であることを継続的に徹底します。
 - 2) コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、全取締役・常勤監査役・執行役員等で構成する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備を進めます。
 - 3) コンプライアンスの推進については、取締役および従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導します。
 - 4) 監査役および監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、当該委員会に報告します。当該委員会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとします。
 - 5) 相談・通報制度を設け、従業員等が、法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該従業員等に不利益な扱いを行いません。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
 - 1) 取締役の職務の執行にかかる以下の文書（電磁的記録を含む。）を、法令および「重要文書管理規程」に基づき、適切に保存しかつ管理します。
 - (1) 株主総会議事録と関連資料
 - (2) 取締役会議事録と関連資料
 - (3) 経営会議事録と関連資料
 - (4) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
 - 2) 情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針に基づき対応します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - 1) 前述の「コンプライアンス・リスク管理委員会」を推進母体として、「リスク管理方針」のもとで体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を図ります。
 - 2) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、危機管理マニュアルを整備し、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」のもとで、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるための必要な対応を実施します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - 1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
 - 2) 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、業務執行機能を担う執行役員制度を導入し、全取締役・常勤監査役・執行役員が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項について討議します。
 - 3) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度計画を立案し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。
5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について
 - 1) 「関係会社管理規程」により、定期報告と重要案件の事前協議を骨子とする管理事項を定め、子会社管理の所管部門が総括管理します。
 - 2) 当社の取締役、監査役、執行役員の中から、子会社の取締役または監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査するとともに、監査室が定期的に子会社の監査を実施します。
 - 3) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性格、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とします。
6. 監査役を補助すべき従業員に関する体制と、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項について
 - 1) 現在、当社には監査役を補助する従業員はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとします。
 - 2) 当該従業員の任命・異動・人事考課等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保します。
7. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 - 1) 取締役および従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に直ちに報告するものとします。
 - 2) 常勤監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議やコンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な議書、契約書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるとします。
 - 3) 「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査成果の達成を図るものとします。
8. 財務報告の信頼性を確保するための体制について
 - 1) 財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため関連諸規程を整備し、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムを構築します。
 - 2) 内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行なうことにより、金融商品取引法および関連法令等との適合性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除にむけた基本的な考え方

- 1) モレスコ行動憲章により「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係を持たない」ことを基本方針とします。この基本方針は社内ネットワーク等を通じて全社員への周知徹底を図ります。
- 2) 反社会的勢力、団体からの不当要求や働きかけに対しては毅然とした対応をとります。

2. 反社会的勢力排除にむけた整備状況

- 1) 反社会的勢力、団体に関する対応統括部署を総務部に定めるとともに、不当要求や働きかけに対しては、直ちに対応統括部署に報告し、対応の一元化を図るなど組織的に対応します。
- 2) 対応統括部署においては警察等との緊密な連携を保ち、不当な要求や働きかけに対しては、速やかに連絡し、適時、適切な指導と支援を要請します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし
-----------------------	----

該当項目に関する補足説明

具体的な買収防衛策は現時点では導入しておりませんが、導入目的等を含め検討を進めております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- 1) 従来ゆるやかな管理体制として進めておりました事業部制を、平成19年3月から明確な管理体制とし責任体制範囲を明確化いたしました。これにより更なるコーポレートガバナンス体制の強化につながるものと考えております。
- 2) その他、従業員組合とは定期的に労使協議会を開催し、従業員の処遇面に関する事項に関して意見交換を行い、会社の施策に反映しております。

MORESCOグループ コーポレート・ガバナンス体制

